

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和5年6月23日（金）17:23～17:52
- 2 場所 永田町合同庁舎1階108会議室（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策  
研究所所長・シニアパートナー弁護士
- 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学客員教授  
医療法人社団混志会 社員・理事
- 委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授
- 委員 菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事
- 委員 堀 天子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
- 委員 安田 洋祐 大阪大学大学院経済学研究科教授

#### <関係省庁>

- 本針 和幸 出入国在留管理庁政策課長
- 矢野 直樹 出入国在留管理庁政策課補佐官
- 増田 栄司 出入国在留管理庁在留管理課補佐官

#### <自治体等>

- 泊 圭子 北九州市企画調整局企画政策部企画課特区担当課長
- 北尾 多貴男 北九州市企画調整局企画政策部企画課特区担当係長
- 江口 隆志 北九州市企画調整局企画政策部企画課特区担当係長
- 山下 真吾 北九州市企画調整局企画政策部企画課主任

#### <事務局>

- 淡野 博久 内閣府地方創生推進事務局長
- 正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 菅原 晋也 内閣府地方創生推進事務局参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革
  - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革」で、北九州市及び出入国在留管理庁に、オンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、北九州市、出入国在留管理庁及び事務局から提出されており、公開予定でございます。本日の議事についても、公開予定です。

進め方でございますが、まず、北九州市から5分程度、続いて、出入国在留管理庁から5分程度で御説明いただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、関係者の皆様、今日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これから「海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

それでは、まず、北九州市から、御説明をお願いいたします。

○泊特区担当課長 北九州市で国家戦略特区を担当しております、泊と申します。よろしく申し上げます。

今回御議論いただくのは、令和2年3月に北九州市の提案で実現しまして、令和3年9月に全国展開されました、海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援について、更なる規制改革を提案するものです。6月16日に開催されましたワーキンググループヒアリングでの御指摘を踏まえまして、要点を絞って説明させていただきます。

北九州市提出資料の2ページを御覧ください。初めに、北九州市の留学生や日本語学校の状況について、御説明いたします。北九州市には、令和4年5月時点で、2,247人の留学生がいらっしゃいます。令和3年度は、市内の留学生253名が日本国内で就職いたしました。続いて、海外大卒留学生の就職活動延長の活用状況です。これまで、市内の2校で活用され、8名の留学生が日本語学校卒業後に特定活動の在留資格で就職活動を実施しまして、IT企業や輸入関係における語学を生かした仕事など、4名の就職につながっております。本提案に当たりまして、本市にある日本語学校にヒアリングを行いましたところ、新設校1校を除く5校におきまして、将来的には制度を活用したいといったコメントもいただいております。

3ページを御覧ください。今回提案する内容ですが、まず、直近3年連続適正校でない場合でも、就職活動実施のための在留資格「特定活動」で、申請時点において適正校に認定されている学校であって、その日本語学校が推薦する優良学生といった二つの点を満たしている場合に、卒業後の留学生の在留管理に特区自治体が関与して適正な在留に関する信頼性を向上させることを要件にしまして、卒業後の就職活動継続を可能とするものです。本提案は、市内の一部の日本語学校が非適正校になったことをきっかけとするものなのですが、その翌年には市内全ての学校が適正校となっております。北九州市内の日本語学校

では、留学生との良好なコミュニケーションの下、在留資格に係る指導が行われております。そこに、特区自治体の関与を加えることによりまして、今回の提案が実現した後の適正な運用を目指してまいりたいと考えております。また、将来的には、優良な学生の不利益とならないように、特区自治体による留学生の就職活動支援の運用実績が良好であれば、申請時の日本語学校の適正校の要件をなくすことについても検討できればと考えております。

4 ページを御覧ください。最後に、特区自治体の関与についてです。現行制度でも行われている日本語学校の就職活動支援に加えまして、北九州市も関与し、対象学生を支援してまいります。対象者は、日本語学校が推薦する優良学生ですが、その選定に際しまして、北九州市が面接を行いまして、日本語教育機関在学中の出席状況や就職活動のための適切な経費支弁能力、経済的な能力、在学中の就職活動の状況や資格外活動の状況などを確認し、就職活動の継続に係る意欲を直接判断した上で、証明書を発行することといたします。また、選定した対象者は、北九州市が実施しております就職マッチングサポート制度の活用を必須としたいと考えています。就職マッチングサポートでは、就職を希望する留学生に対しまして、企業のマッチングの照会や履歴書の書き方や面接準備、在留資格の手続に至るまで、専門の相談員が支援を行っております。このサポートを活用するときに、市の担当者も同席しまして、専門相談員の力を借りながら面接を行い、よりきめ細やかな就職状況の確認を行っていきたいと考えています。併せまして、資格外活動、アルバイトとかの生活全般を含む状況につきましても、市が直接確認することを想定しています。さらに、残念ながら就職活動が困難になった場合の帰国指導や資格外活動管理についても、市が関与していききたいと考えております。この提案の実現によりまして、日本で就職を目指して来日する優秀な外国人留学生の増加や留学生の国内就職率向上に寄与することが期待できると考えております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

私からは、以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、出入国在留管理庁から資料を提出いただいておりますので、御説明をお願いできればと思います。

○本針課長 出入国在留管理庁政策課長の本針と申します。本日は、よろしく願いいたします。

お手元の資料に基づいて、御説明させていただければと思います。

まず、現在の制度、海外の大学または大学院を卒業又は修了し、一定の要件を満たす日本語教育機関に入学した外国人の方から、当該日本語教育機関を卒業した後も在留し就職活動の継続を希望するとして在留資格変更許可申請があった場合には、日本語教育機関を卒業した後、最長1年に限り、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」への変更等を許可しているという現状でございます。先ほどの北九州市の御説明と重複するところが

ございますけれども、出入国在留管理庁提出資料の2ページ目にありますとおり、令和2年2月から、国家戦略特別区域内において活用できる特例措置として開始させていただいて、その後、3ページ目になりますが、国家戦略特別区域諮問会議における議論等を踏まえまして、令和3年9月に、全国展開をしたという経緯がございます。この現行制度におきましては、卒業後の留学生への就職活動支援等が、安定的、継続的、かつ、適切に行われることを担保するために、対象学生だけではなくて日本語教育機関自体も適正であることが不可欠であろうということで、直近3年間において適正校である旨の通知を受けていることを要件としております。

また、日本語教育機関に対しての要件としまして、事務局提出資料の3ページに、私どもの取扱いを付けていただいております。この日本語教育機関の要件で、イが3年間適正校であるという要件、ウとエが省略されておりますが、ウでは、職安法に基づく職業紹介事業の許可の取得もしくは届出を行っていることまたは就職を目的とするコースを備えていること、エ、在籍していた留学生の本邦における就職について、直近1年間において1名以上または直近3年間において2名以上の実績があること、ここにオとカで記載されておりますが、制度を活用する留学生の就職支援のため、留学生と卒業後も定期的に面談し、就職活動の進捗状況の確認及び就職活動に関する情報提供を行うこと、制度を活用する留学生が、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」の在留期間内に就職が決定しなかった場合または就職活動を取りやめる場合には、適切な指導を行うことの要件を満たすことを求めているところでございます。

そのため、今回、北九州市から御提案されている日本語教育機関が推薦する優良学生については、適正校の選定年数にかかわらず、卒業後の就職活動継続を可能とすることを実現するためには、直近3年間において適正校である旨の通知を受けている日本語教育機関が行っているものと同等と評価できるような対応を、特区自治体も含めて、していただくことが必要かということで考えているところでございます。

出入国在留管理庁からの説明は、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

事務局から資料を提出いただいておりますが、御説明はよろしいでしょうか。

○菅原参事官 大丈夫です。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、北九州市、出入国在留管理庁から御説明いただきましたので、委員の先生方から、御意見あるいは御質問はいかがでしょうか。

安田委員、お願いいたします。

○安田委員 どうもありがとうございます。

出入国在留管理庁に質問ですが、今回、北九州市が用意した取組、スライドの4ページ、特区自治体としての関与について、具体的にどういった形で日本語学校の質の担保に代わり得るようなことを自治体で担保するかという取組について、十分だと考えられているか、

あるいは、こういったもう少し踏み込んだ関与を期待したいという点があれば、教えていただきたいということが1点目です。

2点目が3ページです。今のところは、赤字の①と②、二つの要件が3年連続適正校ではない場合には必要という御提案ですが、①申請時に適正校に認定されているということも、見方によっては、やや厳しいかもしれない。場合によっては、4ページの各自治体の取組が十分であれば、①をさらに弱めるというか、申請時に適正校でなくても、過去、学所在籍時に適正校であった場合とか、具体的な基準を私どもから申し上げられないのですが、何らかの形で①を弱める方向性を御検討いただけるのか。

この2点について、お答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○中川座長 それでは、出入国在留管理庁、お願いいたします。

○本針課長 ありがとうございます。

まず、一つ目の御質問で、4ページに北九州市から御提示いただいた資料以上のことは分からないのですが、今の北九州市で、いわゆる今回の取組の前に、元々いわゆる就職マッチングサポートという制度があって、その対象に必ずしていくということで、就職につながるような形の支援をされるという趣旨だと思います。元々全国展開で通常求めているものは、まさに3年連続適正校である日本語学校にこういうサポートを求めているわけですので、それを補うものとして市でも御支援いただくという趣旨だと思います。帰国指導というところについても、この就職支援の話だけではなくても、いわゆるこの「特定活動」を許可する話ではなくても、元々学校にやっただくことが望ましいわけではございますが、それに加えてこういう形で北九州市に指導いただくということで、元々の要件としているものを補うという観点では、非常に評価できる部分だと思います。それに加えて、先ほど申した私どもの四つの要件には直接ないですが、資格外活動の管理についてもきちんと確認いただくことは、私どもも、包括的に週28時間以内のアルバイトを容認しているところで、それを超えてしまうと、本来許容している範囲以上のことで、在留管理上は問題だと思っているところでございます。そういった点についてもきちんと把握していただくということで、非常に評価できるのではないかと考えています。もう少し詳細をお伺いしながらとは思いますが、今、この資料を見る限りでは、評価できるのではないかと考えております。

二つ目の御質問で、北九州市提出資料の3ページでございます。今回適正校に認定されている学校を要件としているところ、そうでなくともということ、※印で書いている話のところかもしれません。考え方は色々あるかもしれませんが、いわゆる適正校でない非適正校という評価が3年連続で続くと、告示の抹消ということで、留学生をこの日本語教育機関で受け入れられない対象になり得ます。今回の北九州市の学校については、一度非適正校になったものの、今は皆さん復帰されているということで、ボーダーのところであらったという状況かもしれません。あまりに非適正校の状態が続いているという状況の中でいうと、いわゆる受入れもできない状況になるような学校だとしたときに、そう

いう市のサポートがある中でも、そういう対象にしているのかということ、今、直近適正校であるということとの評価とは若干変わるのかなという気はしております。その辺は、今の時点で否定するわけではございませんが、若干評価が変わるところはあるのかなという気はしております。

○安田委員 どうもありがとうございます。

2点目に関しては、おそらく3年連続適正校という非常に望ましい状況と、資格停止、いわゆるボーダーとの間に、結構なレイヤーがあると思うのです。現状の①は、比較的3年連続適正校に近い、割と高めのボーダーになっていると思うのですが、これを、今後、色々と検討しながら、可能であれば、引き下げて、少し柔軟な基準にという視点があっても良いということが私の趣旨でした。当該学生自体は、おそらく真面目に勉強してきて、かつ、日本での就職が期待できるので、こういった在留資格が欲しいということですので、若干表現が適正か分からないですが、ほかの一部の不屈きな学生のせいで連帯責任を負うみたいな形になってしまうと気の毒ということがあります。このあたりは、あまりしばしば起きる事例ではないかと思うのですが、今後、少し柔軟に御検討いただければありがたいと感じました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほかの委員で御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明ありがとうございます。

出入国在留管理庁からも、先ほどのやりとりの中で、比較的前向きに評価をしていた部分があると思えました。今回、少し見ていただいただけではあると思えますが、先ほど御説明いただいていた中で、どういう部分をさらに努力してほしいという点はおっしゃっていただいたのかと思えます。改めて、3年のうち1年以上非適正校という場合に、何をすればいいのかが重要と思えますので、具体的にどういう点が懸念なのか、御検討されるに当たって心配される事項なのかを教えてくださいなと思いました。

○中川座長 お願いいたします。

○本針課長 ありがとうございます。

先ほどの繰り返しになってしまうかもしれませんが、4ページに北九州市で御提案いただいているところと思えます。少なくとも、私がこれを見る限りで、学生は元々日本語学校にいた方ですので、その学生の情報は日本語学校で十分に把握されているのだと思えます。北九州市でその学生についての情報をしっかりと共有していただいて、共に就職につなげるという仕組みなのだろうなと思いつつ、そのところがはっきりと見えなかった点ではあるのですが、その上で、北九州市がこの就職マッチングサポートという制度でしっかりとされている実績があるのであれば、先ほど言った全国展開されている制度の中で、3年連続適正校である日本語学校が果たしている役割を補ってあまりあるというか、北九

州市のサポートによって十分にそういう形での支援が期待できるという評価ができるのであれば、いいかと思います。要件化しようとしたときにどういう形で落とし込めるかということはあると思うのですが、今の説明の中でいうと、きちんと、そういう観点で、同等と評価できるものだとということが確認できれば、問題はないかと思っていますところでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

一つ、学校との連携状況は御指摘いただいたかと思ひますし、先ほどお話ししていた中で、目的外の活動のチェックも明示的に確認することがありました。この二つの点について、おそらく北九州市も対応されるのではないかと思ひますが、そこを資料上も明確にさせていただくことが大事かと思ひました。

特に3年連続の点でいうと、直近の年度は適正であるとすると、過去2年に不適正であったことを補うため、その中に不適正であった年があったことについてどう補うのかということところです。そのイメージが、今、議論させていただいた2点を追加して整理するだけでいいのか、さらに何か過去にこうだったからこういう対応が必要ではないかということがあれば、それは御指摘いただいたほうが建設的に議論が進むかと思ひたのですが、いかがでしょうか。

○本針課長 ありがとうございます。

誤解がないようにという意味では、私どもは、非適正校という名前ではありますが、留学生を受け入れるべきでない学校とは評価していないわけではございます。いわゆる書類をより多く確認させていただきながら慎重に確認させていただくということではございますが、留学生の受入れ自体を止めているわけではないという前提でございます。先ほど言った直近で適正校という中であると、少なくとも適正校と評価している間の対応としては、先ほど申した、いわゆる3年連続適正校である学校と直近1年で適正校であるという学校について、その直接的な効果は、学校から取る書類の多さなのですが、その観点では同じなわけです。今回、3年連続と言ったのは、どちらかという、安定・継続的にそういう形でやっているといるところではございますので、そういった観点で、この要件を課すことと3年ということの評価の比較はしにくいところではあるのですが、安定・継続的にそういう形で行われているということもまだされていないものの、北九州市、特区自治体でサポートをいただくということであれば、3年がたっていないなくても、この就職活動のための在留資格付与という観点では、同様の対応をすることができるのかなということではございます。直接的な関係の中で評価しにくいところではございますが、私どもも、先ほどの日本語学校との連携の状況なども含めて確認させていただいた上で、検討ができるかと思ひているところでございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、全体の総合評価であろうかと思ひますが、特に今の資料上不足している2点を補った上で、また個別協議を進めていけるのではないかということだと思ひまし

た。それで北九州市もまたブラッシュアップを進めていただいて、できる限り早期に協議が進められるようにしていただけると良いかと思いました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

出入国在留管理庁には、本日、大変誠実な御対応をいただいたことに感謝いたしたいと思えます。北九州市との細かいすり合わせと言いますか、協議を通じて、私どもの要望でございますが、是非とも御提案いただいている直近1年間で適正校であればという今回の提案を実現するように協議を進めていただければと思えます。

それに加えて、安田委員からございましたように、基本的に学校の信頼性と学生の信頼性は切り離れたほうが良いのではないかと。学生の信頼性につきまして、特区自治体で何らかの補完措置を取るということであれば、それについても、将来的な措置になるかもしれませんが、前向きに御検討いただけたら大変ありがたいと思えます。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして「海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革」に关します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思えます。

関係者の皆様、どうもありがとうございました。